

平成30年度 第1回安曇野市スポーツ推進審議会 会議概要

|   |          |  |
|---|----------|--|
| 1 | 審議会名     | スポーツ推進審議会  |
| 2 | 日 時      | 平成30年10月22日(月) 午後7時15分から午後9時00分まで  |
| 3 | 会 場      | 安曇野市役所 会議室306  |
| 4 | 出席者      | 赤羽会長、加々美委員、内川委員、湯本委員、布山委員、臼井委員、古澤委員、<br>小林いず子委員、小林可奈子委員、古川委員、西村委員、坂楨委員、藤森委員、赤羽敦子委員 |
| 5 | 欠席者      | 千國委員   |
| 6 | 市側出席者    | 橋渡教育長、西村部長、臼井課長、布山係長、塩原係長、土屋副主幹  |
| 7 | 公開・非公開の別 | 公開   |
| 8 | 傍聴人      | 0人 記者 1人   |

協 議 事 項 等

【次第】

- 1 開会
- 2 委嘱書交付
- 3 委員自己紹介
- 4 あいさつ
- 5 会長・副会長の選出
- 6 諮問事項について
- 7 議題
  - (1) 安曇野市体育施設等の使用料の改正について
  - (2) 安曇野市体育施設の使用料の減免割合の見直し
  - (3) 新総合体育館の管理運営形態について
- 8 その他
- 9 閉会

【議事】

議題 (1) 安曇野市体育施設等の使用料の改正について

|     |  |
|-----|--|
| 事務局 | <p>審議事項1についてですが、平成31年10月より消費税率が8%から10%に引き上げとなります。市では消費税増税に合わせ、市内施設等の使用料金の改定を検討しております。社会体育施設等についても同様に改定の検討をしています。以前、平成28年度において市内体育施設の使用料について使用料、予約方法等の統一を実施しましたが、平成26年4月に消費税が5%から8%に改定された際に、体育施設の使用料の改定がされておりませんので、改定の実施、未実施を含め、実施する場合は、今回の2%分または過去にさかのぼり5%の改定とするかご審議ください。また、体育施設を利用する大半の団体は減免が適用されており、減免を受けない団体との負担の拡大も考慮いただき、別の審議事項との兼ね合いも含めご検討ください。資料に沿ってご説明させていただきます。総合体育館については県下5番目、地域体育館については県下3番目、テニスコートは県下で平均的な位置、総合運動場については県下で3番目、以上県下19市の位置づけで比較的金額が高い設定となっております。</p> |
| 会長  | <p>それでは審議事項1『安曇野市体育施設等の使用料の改正について』ですが、消費税引き上げ分の2%分の引き上げか、以前に引き上げしていない5%分を含めての引き上げか、若しくは据え置くか、ご検討いただきますが、この件については11月の答申が必要となりますので、11月に2回ほど審議会を開催し、結論を出したいと思っております。何かありましたらご発言をお願いします。</p>   |
| 委員  | <p>いろいろ伺いたいことがあるが、次回には事務局案を提出していただきたい。実際のところ管理運営していくにあたり、この使用料は高いのか、低いのか具体的な資料を提示していただきたい、また減免を受ける団体と受けない団体との格差の調整のため、別の審議事項で提出されていると思うが、他にはどういった要望が出ているのか教えていただきたい。また、消費税が上がることにより維持管理経費も上がり、使用料の見直しになるといった理論かと思うが、具体的にどの程度影響があるのか、次回の会議にご提示いただきたい。</p>   |
| 事務局 | <p>体育施設管理費についてご説明させていただきます。大規模改修を除くと年間1億円強の維持管理費がかかっている。この1億円のなかで、約50%が光熱水費等需要費としてかかっている。塩尻市では施設維持管理費の50%を使用料で賄う目標で設定しているが、実際は難しいと</p>   |

のことである。安曇野市でも維持管理費の何%を使用料で賄うかの設定は難しいところであるが、事務局では現在の使用料に消費税分を単純に上乗せした金額を改正後の額として提案していきたいと考えている。要望として出てきているのは、議会の一般質問でもあったが、体協等の団体が優先され予約が取りづらいとの要望が出ています。

委員 提示された19市の使用料の資料（資料1）は改定後の数値なのか？

事務局 少し古い資料なので改定前の金額で、既に金額が変わっている部分もあるかもしれない。

委員 使用料の減免の改正の方が重要なため、今回、消費税分の改定はしないでいただきたい。

委員 現在の公共施設予約システムでは、6日前までに使用料を収めることとなっているが、当日まで納めていない上に、当日予約があっても利用せず、使用料を取りこぼすケースが多い。また、上限を超えて減免を受けられないケースについてもネットの予約では減免扱いとなり、使用料をもらっていない、システムの改善により取りこぼしの部分について収入が増えれば問題ないのではないか。

委員 先ほどの維持管理経費について大規模改修等の費用を使用料に反映させないと説明がありましたが、今回考慮すべき経費としてそれでよいのか、通常企業の経理では、減価償却すべき資産について算入するが公会計では算入しなくて良いのか。また、市外の利用者との料金設定で差をつける必要があるのではないか？安曇野市内の体育施設が安いから松本市の団体が利用していることがある場合、料金の差別化をする必要があるのではないか。委員で詳細な計算はできないため、一般の方に分かりやすい資料を次回ご提示いただきたい。

## 議題（2）安曇野市体育施設の使用料の減免割合の見直し

事務局 それでは審議事項2『安曇野市体育施設の使用料の減免割合の見直し』をご説明させていただきます。見直しの目的としては一般の利用者との負担格差の是正及び、受益者の適正な負担を目的としております。これまで、使用料の減免設定に具体的な根拠がなく合併前からの従前にならい減免しておりましたが、平成28年に予約システム導入により使用料の統一と運用の統一を実施しましたが、減免については従前の状態となっております。予約システム導入により市全体での減免額等が明確になってきました。資料3に記載した額で年間の減免が実施されており、施設の維持管理費に資料4に記載した額を要しています。管理費全体の過去4年の平均が1億円余りで、管理費の概ね半分が需要額で5千万円余りとなります。資料2に他市の減免状況を記載してありますが、安曇野市の減免についてはかなり他市と乖離した状況にあります。特に高校部活動、国県の利用、体協練習については他市であまり適用されておりません。長野市、塩尻市を例に挙げると体育施設の維持管理費の50%を使用料で賄うといった方針で運営しています。先ほどお話した減免について見直しをして使用料で需要額を賄える範囲内で減免を設定していきたいと考えております。

会長 説明ありがとうございました。何か質問があればお願いします。

委員 資料のスポーツ少年団だけ網掛けしてあるが何か意味があるのか。

事務局 モノクロ印刷でそこだけ色が出やすかった。原本は他も色塗りしてあり特に意味はない。

委員 体協の練習についての減免は、影響が大きいと考える。外の高校の利用や国県の使用については所管が市ではないので、減免は必要ないが、体育協会については、減免が必要ではないか。

委員 体育協会は市のスポーツ普及に大きく貢献していると考えているが、一般市民とのバランスや第二次スポーツ推進計画の推進を考えると。社会人で構成される体育協会の団体には負担してもらおうべきかと思う。

委員 先の発言について補足させていただく、現在、体育協会の減免は100%となっている。100%の減免でなくてもある程度の減免は継続するよう話し合いで調整していきたいという意味である。また体育協会との調整が必要かと思えます。体育協会に加入する意味は体育施設の使用料の減免もあると思うので、この減免が無くなれば体育協会に加入する意味も薄れるのではないか。

委員 体育協会に加盟する団体の中には、全国大会など上を目指す団体や個人もあり減免が無くなると成績が出しづらくなるのではないかと。スポーツ推進員としてワンバウンドフラバールバレーの普及に励んでいるが、だいぶ普及して分館対抗が開催できるまでとなった。事業がある程度軌道にのったら公民館事業から体育協会へ加入していただきたいが、公民館事業の方が使用料が安くなるため、体育協会への移行が進まない。このあたりの兼ね合いも考慮して検討しなければならない。公民館事業で継続することは悪いことではないが、原則的には体育協会に移行が望ましい。

会長 それでは審議事項2『安曇野市体育施設の使用料の減免割合の見直し』についてはこの辺でよろしいでしょうか？ 意見がなければこの辺で次の審議事項に移らせていただきます。

事務局 減免については、次回事務局案を提示した方がよろしいでしょうか。

会長 大まかな案を提示していただき、財政がどれほど困窮しているか資料を提示していただきたい。

委員 口頭よりも書類で提出していただいたほうがわかりやすいと思う。

事務局 次回、事務局案を提出させていただきます。

委員 今、一番知りたいのは他市の動向ですので、他市はどうかかわれば次回ご提示いただきたい。

### 議題（3）新総合体育館の管理運営形態について

事務局 県内19市のうち、11市が体育館の指定管理を導入している。指定管理費については、同等規模の施設を想定して算出してあります。指定管理を導入するメリットとしては、民間企業を利用することによって、利用者にとって良質なサービスが提供される。また、入札により競争原理が働き管理コストの抑制につながる。デメリットとしては、管理コストのみに着目すると、施設の運営経費が十分に確保されず利用者には十分なサービスが提供されないといったところがあります。指定管理を実施する場合は、平成32年度より手続きに入りたいので、平成31年10月までに答申いただきたい。審議事項3については、資料が十分に揃っておらず大変申し訳ありません。要望いただければ、次回ご用意させていただきます。

委員 指定管理ありきで、説明されているがそれ以前に協議することがあると思う。そもそも建設にかかわる基本計画があった、この基本計画を具現化するにはどういった管理方法を採用するのが良いのか、基本計画の中でどの重きをおいているのか理解したうえで検討していく必要がある。

会長 ありがとうございます。他にあればお願いします。

委員 資料で管理費用が面積あたり8,600円/㎡で年間6,300万円は記載のとおりであるが、この費用は直営管理でも、指定管理でも同じ金額がかかるということでのよいのか。直営管理で一部業務委託した際にかかる金額なのか、よくわからないので説明をお願いしたい。

事務局 記載のある金額は、指定管理した場合の金額で管理費としては、光熱水費、点検等諸々の経費がかかる。直営の場合は職員が何人配属させるかで金額が変わるためわかりづらい。塩尻で先に試算した資料では6,390万円を見込んでおり、こちらの試算とほぼ同額となっている。直営でも指定管理でもほぼ同額の費用がかかるが、直営での管理は職員数によって不確定な部分がありわかりづらい。使用料は市と指定管理者のどちらの収入にするかといった点であるが、通常指定管理委託では使用料は指定管理者の収入としている。現在穂高プールが指定管理委託しているが、入場料は指定管理者の収入となっている。収入をどちらに入れるかは契約方法による。

会長 他にありますか。

委員 松本市では、収入は市の収入として、指定管理者は指定管理料のみとなっています。基本的に資料が古いので、もう一度調べなおしてほしい。

委員 国税庁のホームページでは、特定非営利法人の指定管理者は、施設の収入を得られないと記載があったが、どうなのか。

|     |  |
|-----|--|
| 事務局 | 特定非営利法人はわかりませんが、指定管理者は、契約により施設の使用料を収入として得ることができるが、業務委託はできません。  |
| 委員  | 先ほどの事務局の説明を整理すると、指定管理者が施設使用料を収入とできなければ、必要最低限の施設の維持管理しか行わない可能性があり、利用者の求めるサービスの享受はできない可能性が高い。実質的にコストの削減はできない可能性がある。<br>施設の維持管理にどういった内容を求めていくかもう一度確認して、どういった管理形態が必要になるか確認して次回ご説明いただきたい。 |
| 会長  | 他にご意見ございませんか。<br>なければこれで会を閉じたいと思います。<br>みなさん審議にご協力いただきありがとうございました。   |